

(1割負担の場合)

令和元年10月 現在

介護度	減額区分	入所サービス 自己負担金/月	居住費/月	食費/月	預かり金 管理費/月	合計金額/月
1	第1段階	¥17,329 (¥559) × 31日 ()内は1日単価	¥0	¥9,300	¥1,085	¥27,714
	第2段階		¥11,470	¥12,090		¥41,974
	第3段階		¥11,470	¥20,150		¥50,034
	第4段階		¥26,505	¥48,980		¥93,899
2	第1段階	¥19,437 (¥627) × 31日 ()内は1日単価	¥0	¥9,300	¥1,085	¥29,822
	第2段階		¥11,470	¥12,090		¥44,082
	第3段階		¥11,470	¥20,150		¥52,142
	第4段階		¥26,505	¥48,980		¥96,007
3	第1段階	¥21,607 (¥697) × 31日 ()内は1日単価	¥0	¥9,300	¥1,085	¥31,992
	第2段階		¥11,470	¥12,090		¥46,252
	第3段階		¥11,470	¥20,150		¥54,312
	第4段階		¥26,505	¥48,980		¥98,177
4	第1段階	¥23,715 (¥765) × 31日 ()内は1日単価	¥0	¥9,300	¥1,085	¥34,100
	第2段階		¥11,470	¥12,090		¥48,360
	第3段階		¥11,470	¥20,150		¥56,420
	第4段階		¥26,505	¥48,980		¥100,285
5	第1段階	¥25,792 (¥832) × 31日 ()内は1日単価	¥0	¥9,300	¥1,085	¥36,177
	第2段階		¥11,470	¥12,090		¥50,437
	第3段階		¥11,470	¥20,150		¥58,497
	第4段階		¥26,505	¥48,980		¥102,362

<1> 基本加算

看護体制加算（Ⅰ）	4	／日	看護師を常勤で1名以上配置等
看護体制加算（Ⅱ）	8	／日	事業所看護職員と24時間の連絡体制等
夜勤職員配置加算Ⅰ	13	／日	夜勤を行う介護・看護職員数が最低基準を上回っている
栄養マネジメント加算	14	／日	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、栄養計画を作成し、個別に栄養管理を実施する等
日常生活継続支援加算	36	／日	新規入所者受入れの要介護度等の割合や介護福祉士の割合など
口腔衛生管理体制加算	30	／月	歯科医または歯科医の指示を受けている歯科衛生士が、介護職員へ毎月1回以上口腔ケアに関わる技術的助言・指導等
個別機能訓練加算	12	／日	個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること等
初期加算	30	／日	入所後より30日間
※療養食加算	23	／日	療養食提供時（管理栄養士管理のもと）
※若年性認知症利用者受入加算	120	／日	若年性認知症の方の受け入れの場合

<2> その他

入院または外泊時の期間	介護給付扱いでのご負担と預り金管理費のご負担が生じます。
加算についての補足	加算については、地域区分（6%）の上乗せと、介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）が加わります。
介護保険負担割合証	負担割合に合わせ、介護サービス費が変わります。2割の方は2倍、3割の方は3倍となります。
介護保険負担限度額認定証	段階により居住費と食費の負担額が異なります。
その他	理美容費用（希望者）等は実費でのご負担となります。また、上記の他に利用されるサービスにより別途の費用を負担していただく場合がございます。

※ ご不明な点などございましたら遠慮なくご相談ください。